

提案評価基準

1. 審査方法

(1) 審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受注者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案内容とともに提示された参考見積価格を総合的に評価する。

(2) 委員会の設置

小平町は企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「審査委員会」(以下、「委員会」という。)を設置している。委員会の委員は、小平町職員により構成している。

なお、参加者は募集公告から優秀提案者の選定までの間に、本業務について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

2. 審査内容

(1) プロポーザル参加資格の確認

a. 必要書類の確認

小平町は、参加者から提出された参加資格確認書類について、「実施要領」にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

b. 参加資格の確認

小平町は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が「実施要領」に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 企画提案審査

a. 必要書類の確認

小平町は参加者から提出された企画提案書について、「実施要領」にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。なお、参加者が多数あるなど、小平町及び委員会が必要と判断した場合は、小平町において「3. 総合評価点の算出方法」に基づき事前審査を実施した上で委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を限定することがある。

b. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

小平町及び委員会は、必要書類が確認できた参加者を対象として、必要に応じて提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。提案内容審査ではヒアリング時の対応内容も勘案する。なお、参加者が多数あるなど小平町において事前審査を実施した場合は、委員会での審査対象者のみにプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

c. 提案内容審査

委員会は、企画提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、「3. 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点の算出）を行う。

小平町は、参考見積価格について「3. 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点の算出）を行う。

d. 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。総合評価点が 60 点未満の場合は不合格とする。

e. 優秀提案者の選定

小平町及び委員会は、総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優秀提案者として選定する。優秀提案者が 2 者以上あるときは、参考見積価格が低い提案を行った者を優秀提案者として選定する。この場合において、参考見積価格が同額である時は、委員会に諮って優秀提案者を選定する。

(3) 優先交渉権者及び受託者の決定

小平町は、選定結果をもとに優先交渉権者を決定し、見積を依頼するとともに契約交渉を行い、受託者を決定する。小平町は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、委員会の選定結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

3. 総合評価点の算出方法

(1) 配点方針

企画提案書で求める内容の評価について、非価格要素に関する企画評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ 80 点及び 20 点を満点とし、企画評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = \text{企画評価点 (80 点満点)} + \text{価格評価点 (20 点満点)}$$

(2) 企画提案書の審査項目等

企画評価点及び価格評価点の算出にあたって、企画提案書の審査項目、内容及び配点は表 3-1 のとおりとする。

表3-1 企画提案書の審査項目、内容及び配点（技術：価格＝80：20）

区分	審査項目	内 容	配点
企画提案内容 (技術)	企画提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・水道自動検針導入に関する基本的な考え方や事業方針が具体的に述べられているか ・自動検針導入に関する実績があるか ・検針業務に関する知識が十分か ・継続利用に対して信頼性を有しているか 	20
	各種機能・仕様提案	(共通) <ul style="list-style-type: none"> ・要求仕様を満足しているか ・未達の場合の代替策は適切か 	10
	無線通信端末	<ul style="list-style-type: none"> ・小平町の環境においても使用可能か ・長期利用を想定しているか 	15
	自動検針システム	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性を有しているか ・システム利用者を考慮して機能設計されているか 	10
	Web 通知システム	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性を有しているか ・水道利用者にとって見やすいシステムになっているか 	10
	フォロー	<ul style="list-style-type: none"> ・導入時に必要な支援が受けられそうか ・長期かつ安定的にサポートが可能か ・事業撤退等のリスクはないか（信頼できるか） 	15
価格	参考見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格を超過していないか 	10
	ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ランニングコストが過剰にかからないか 	10

(3) 評価点の算出方法

表3-2に示す4段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、審査項目別の得点は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2まで求める。

表3-2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	
A	当該審査項目について、特に優れている。	配点×1
B	当該審査項目について、優れている。	配点×3/4
C	当該審査項目について、内容を満たしている。	配点×1/2
D	当該審査項目について、内容が不十分である。	配点×0

審査項目のうち参考見積価格およびランニングコストは以下により得点化する。

a. 参考見積価格

- ①別添の価格算出条件に従い、令和7年度費用を記載すること。
- ②企画提案審査において必要書類の確認ができた参加者中、参考見積価格に記載された価格が、契約上限価格を超える者の価格評価点は0点とする。
- ③参考見積価格に記載された価格が、契約上限価格以下の者のうち、最低の者に配点の満点である10点を付与する。
- ④上記②③以外の参加者の得点は、下記の式により③の最低価格との比率をもって少数点以下第3位を四捨五入し少数点以下第2位で求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (10点)} \times \text{最低価格} \div \text{当該参加者の価格}$$

b. ランニングコスト

- ①別添の価格算出条件に従い、導入後に係る費用（ランニングコスト）を記載すること。
- ②「(1) 参考見積価格」において、価格評価点が0点となった参加者は内訳の価格評価点も0点とする。
- ③上記②以外の参加者のうち、導入後に係る費用および単価を用いて小平町が別途試算するランニングコスト合計が、最低の者に配点の満点である10点を価格評価として付与する。
- ④上記②③以外の参加者の得点は、下記の式により③の最低価格との比率をもって少数点以下第3位を四捨五入し少数点以下第2位で求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (10点)} \times \text{最低価格} \div \text{当該参加者の価格}$$

価格算出条件

1. 留意事項

- (1) 算出条件はあくまで事業者選定における見積条件の平仄を合わせることを目的としており、契約時の条件は契約候補者選定後の詳細協議にて決定する。
- (2) 算出に使用した料金について、契約時の条件変更により変動することは許容するが、本プロポーザルにおける評価に影響を与えると小平町が認めた場合は協議を中止する場合がある。

2. 算出条件

(1) 参考見積価格

小平町で負担が必要な費用の合計額（税込み）を次の項目ごとに算出する。なお、別にかかる費用がある場合は、その他費用として項目および内訳を明らかにし、上記に加えること。なお、システム連係に係る小平町料金システム側の改修費用は含まないものとする。

項目	算出条件
① 無線通信端末について	
無線端末購入費用	小平町の全検針戸数である 1,500 台分とする。
設置に伴う端末設定費用	小平町の全検針戸数である 1,500 台分とする。
端末の回線登録費用	小平町の全検針戸数である 1,500 台分とする。
② 自動検針システムについて	
初期設定（セットアップ）費用	小平町の LGWAN 環境から接続可能とするためのセットアップ費用を算出すること。
使用者アカウント登録費用	小平町および工事会社の合計 6 者が利用するアカウントを作成する費用を算出すること。
小平町料金システム連係費用	料金システムとの連係は csv 連係とする。
③ 利用者 Web 通知システムについて	
初期設定（セットアップ）費用	小平町の LGWAN 環境から接続可能とするためのセットアップ費用を算出すること。
使用者アカウント登録費用	小平町および工事会社の合計 6 アカウントを作成する費用を算出すること。
④ 無線通信端末の設置について	
設置に伴う諸材料費用	1,500 台分の接続ケーブル等の材料費用について算出すること。
⑤ その他について	
上記以外	かかる費用と項目を合わせて提示すること

(2) ランニングコスト

小平町で負担が必要な費用の単価および8年間(96か月分)の合計額(税込み)を次の項目を条件に沿って算出し提示すること。別にかかる費用がある場合は、その他費用として項目および内訳を明らかにし、上記に加えること。なお、料金システムの維持費用は含まないものとする。

項目	算出条件
① 無線通信端末について	
通信回線利用費用	無線通信端末を8年使用すると仮定し、1,500台分の費用を算出すること
水道メーターおよび無線通信端末制御費用	無線通信端末の使用期間(8年間)中、1,500台分のうち毎月30台(2%)制御操作を実施すると仮定して費用を算出すること。
定例検針値の取得費用	無線通信端末の使用期間(8年間)中、毎月1回定例検針値を取得すると仮定して費用を算出すること。
随時検針値取得費用	無線通信端末の使用期間(8年間)中、毎月75台(5%)随時検針値を取得すると仮定して費用を算出すること。
アラーム通知費用	無線通信端末の使用期間(8年間)中、毎月75台(5%)アラームが発生すると仮定して費用を算出すること。
② 自動検針システムについて	
システム利用費用	小平町および工事会社の合計6者が利用すると仮定し費用を算出すること。
アカウント利用費用	小平町および工事会社の合計6アカウントが利用すると仮定し費用を算出すること。
アカウント変更や削除に伴う費用	8年間の間でアカウント変更やアカウント削除を合計8回実施すると仮定し費用を算出すること。
無線通信端末データ変更や削除に伴う費用	8年間の間で無線通信端末のデータ変更や削除を合計1,000回分実施する場合の費用を算出すること。
小平町料金システム連係	8年間の間、自動検針を実施すると仮定し、小平町の料金システムと毎月1回データ連係する場合の費用を算出すること。
③ 利用者用Web通知システムについて	
システム利用費用	小平町のみ利用すると仮定し費用を算出すること。
利用者アカウント登録・変更・削除	8年間でWeb通知システムを利用すると仮定し、利用者アカウント登録や変更、削除を合計1,000回分実施した場合の費用を算出すること。
利用者向けプッシュ通知	8年間で毎月1,500戸のWeb通知加入者に対し、それぞれ検針結果のお知らせ1回、料金確定のお知らせ1回、料金収納のお知らせ1回の合計3回をプッシュ通知したと仮定した費用を算出すること。

料金システム関係	8年間で毎月1回 Web 通知システムと料金システムのデータ 関係をすると仮定して費用を算出すること。
④ その他について	
上記以外	かかる費用と項目を合わせて提示すること